

郵送用

戸籍事項証明等の請求書

令和 年 月 日

必要とする戸籍	本籍	東京都府中市 町 丁目 番地の
	筆頭者	フリガナ
		氏名
抄本・附票（一部）身分証明の請求の場合		必要とする人の氏名
◇戸籍の附票で必要な住所		「 」から「 」まで 【注意：2通以上となる場合もありますので、ご確認ください。】

請求者	住所		
	氏名	印	生年月日 M・T・S・H・R 年 月 日
	昼間の連絡先	( )	—
		( )	—
筆頭者との関係	本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母・その他 ( ) 【注意：請求者が「その他」の場合、正当な請求理由がないと交付できません。】		
請求理由		パスポート・婚姻届・転籍届・入籍届・相続・生命保険・私的年金など その他 ( )	

必要とする証明書（必要通数を記入してください）			
◇全部事項証明（戸籍謄本）	450円/通	通	◇改製原戸籍謄本 750円/通 通
◇個人（一部）事項証明（戸籍抄本）	450円/通	通	◇改製原戸籍抄本 750円/通 通
◇除籍謄本	750円/通	通	◇（ ）届）受理証明 350円/通 通
◇除籍抄本	750円/通	通	◇身分証明 *400円/通 通
◇その他（ ）		通	◇戸籍の附票（全部・一部） *400円/通 通

【平成12年7月1日戸籍改製実施】

\*については、市区町村によって手数料が異なりますので、本籍地の役所にお問い合わせください。

府中市手数料条例による「無料」申告欄			
★請求理由が、裏面に記載の法令の手続きのためであれば、手数料が無料となる場合がありますので、必ず以下にご記入ください。（注意：全ての欄に記入されていない場合は、無料の扱いになりません。）			
①	請求理由	公的年金の請求・手当の請求・給付金の請求・死亡の届出 その他（	
②	具体的な手続きの名称	〇〇年金の受給申請、〇〇手当の申請、〇〇の死亡届など	
③	手続き先	〇〇年金事務所、〇〇市役所など	④ 裏面の法律の名称番号 番

【↓裏面に続く】

★戸籍を無料で証明することができる法令一覧表（府中市手数料条例第5条）

法律の名称（無料扱いを条例に定めるところによる特別法）			
1	国民年金法	16	国民健康保険法
2	厚生年金保険法	17	健康保険法
3	国家公務員共済組合法	18	雇用保険法
4	私立学校教職員共済法	19	船員保険法
5	地方公務員等共済組合法	20	中小企業退職金共済法
6	農林漁業団体職員共済組合法	21	小規模企業共済法
7	社会福祉施設職員等退職手当共済法	22	労働者災害補償保険法
8	独立行政法人農業者年金基金法	23	国家公務員災害補償法
9	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律	24	地方公務員災害補償法
10	高齢者の医療の確保に関する法律	25	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
11	児童扶養手当法	26	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律
12	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	27	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律
13	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	28	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律
14	公害健康被害の補償等に関する法律	29	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法
15	石綿による健康被害の救済に関する法律		【平成26年10月現在】

法律の名称（無料扱いを直接に規定する特別法）			
I	労働基準法 ※	IV	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
II	船員法	V	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
III	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法	VI	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律

※労働基準法第111条：本人の本籍、氏名、生年月日に限る記載事項の証明

- 上記の法律に基づく手続きのために「戸籍謄本」等が必要な場合は、請求者の申出により手数料が無料となります。  
（例えば、国民年金の裁定請求や年金受給者の死亡届、児童扶養手当、各種給付金の申請などです。）
- 無料で交付する「戸籍謄本」等には、その旨の表示をしますので、請求理由以外には使用できません。
- 無料の扱いは、市区町村によって異なりますので、本籍地の役所にご確認ください。

----- 【郵送による戸籍事項証明等の請求方法について】 -----

- 府中市に本籍がある（あった）方の戸籍事項証明等を請求される場合は、次の4点をお送りください。
- 必要なもの
  1. 戸籍事項証明等の請求書「郵送用」  
こちらの請求書に必要事項を記入してください。
  2. 返信用封筒・返信用切手  
封筒にあて先とあて名を記入し、切手を貼付してください。  
（送付先は住民登録地に限ります。また、あて名は請求者以外にすることはできません。）  
切手は証明書の必要通数等を考慮し、不足のないようにご用意ください。不足する場合は追加でお送りいただきます。
  3. 手数料  
手数料は、郵便局で取り扱っている「定額小為替」で、おつりのないようにご用意ください。
  4. 本人確認資料のコピー  
請求者本人の運転免許証・マイナンバーカード（表面）・住民基本台帳カード等。
- 請求先  
〒183-8703 【郵便番号は府中市役所専用番号のため、住所の記載は省略できます。】  
（東京都府中市宮西町2-24） 府中市役所総合窓口課 宛  
【問合せ】電話 042-335-4000（直通）

☆偽り、その他の不正な手段によって交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。（戸籍法第133条）

令和元年5月改製